相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県安蘇郡葛生町富士見町二一七番地、最後の住所不明

被相続人　亡　長島　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月八日

栃木県足利市助戸三丁目四番地一三　奥澤利夫法律事務所

相続財産管理人　弁護士　長壁　孝広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市常盤平柳町一七番地四八、最後の住所千葉県松戸市常盤平柳町一七番地の四八

被相続人　亡　岡崎　孝作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月八日

事務所千葉県柏市千代田一―二―五一　エスティビル三階　今野・髙島法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙島　圭介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市中央区弁天町二一三番地、最後の住所千葉市若葉区加曽利町一〇五三番地四

被相続人　亡　池田　二郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月八日

事務所千葉市中央区中央三丁目一七番二号　ライオンビル四階　千葉銀座法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松本　舜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県夷隅郡御宿町岩和田八三九番地、最後の住所千葉県いすみ市能実六一五番地（特別養護老人ホームいすみ苑）

被相続人　亡　市東袈三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月八日

事務所千葉県茂原市道表六―八オフィスK二階　茂原総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渡辺　智志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市西区戸部町二丁目四〇番地、最後の住所横浜市西区伊勢町一丁目七三番地三田沢ビル三〇三号

被相続人　亡　豊村　晃恵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月八日

横浜市中区日本大通一五番地横浜朝日会館八階

相続財産管理人　弁護士　糸井　淳一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県吉野川市山川町川東一〇〇番地、最後の住所川崎市麻生区王禅寺西七丁目八番八号日進ハウス二〇一

被相続人　亡　三下　喜正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月八日

川崎市幸区幸町二丁目六九〇番地九ヴィラ多摩川一〇二

相続財産管理人　弁護士　金川　昌平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県佐久市甲一一四三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　中澤　啓吾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月八日

長野県佐久市岩村田一一六一番地四

相続財産管理人　弁護士　町田　清

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県鳥取市大榎町五番地二、最後の住所鳥取県鳥取市大榎町五番地の二

被相続人　亡　川上　純子

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成30年6月8日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①阪急阪神不動産株式会社　②国土交通大臣(5)395　③代表取締役　若林常夫　④大阪府大阪市北区芝田一丁目1番4号阪急ターミナルビル内　廃止した従たる事務所　大阪府豊中市本町1丁目1番1号　⑤500万円　⑥近畿地方整備局長　⑦大阪府大阪市北区芝田一丁目1番4号阪急ターミナルビル内　阪急阪神不動産株式会社　代表取締役　若林常夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月八日

鳥取県鳥取市元魚町二丁目二〇一番地エステートビルV二―三　きたの法律事務所

相続財産管理人　弁護士　北野　彬子

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成三十年六月八日

一、墳墓等所在地　岐阜県岐阜市香取町一丁目一二番地

一、墳墓等の名称　観台寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　岐阜県岐阜市此花町六丁目二五番地　観台寺墓地保存会　管理委員長　透　隆嗣